

生活指針

1 学習の態度

- 1 学習に際しては常に各教科の予習復習を怠らず、真面目にかつ研究的に勉学する。
- 2 授業中は静粛にして、他人に迷惑になるような行動は厳に慎む。
- 3 自習の時間は教科担任または担任、教務部の指示に従う。
- 4 課題は、必ず期限までに完成し、提出物は遅れないようにする。
- 5 考査は、日頃の実力を発揮するよう全力を注ぐとともに公明正大な態度をとる。

2 登校下校

- 6 始業5分前には登校する。
- 7 登校後は許可なく校外に出てはならない。止むを得ず外出する時は、HR担任・生徒指導部の許可を受け、外出許可証を持参する。(本手帳の諸届欄の利用も可とする)
- 8 始業・終業・下校時刻
始業 午前8時10分
終業 SHR・掃除終了時
下校 午後6時(部活動・課題講座等を除く)
- 9 下校時刻以降学校に居残る場合は、管理者に届出て許可を受ける。また休日に登校する場合は、事前に担当の先生に連絡して許可を受ける。
- 10 通学には、なるべく徒歩が望ましいが、自転車通学許可区域の者で必要なものは、届け出て許可を受ける。
- 11 特別の事情のない限り、自転車以外の車による通学は許可しない。

3 生活態度

礼儀

- 12 上・下級生は互いに敬愛し、学年差による隔絶感をなくして、明朗な学園

を築こう。

- 13 常に礼儀正しい言葉遣いと気品ある態度を心がけよう。

秩序

- 14 机や椅子その他校具を勝手に移動させない。
- 15 校内の施設、備品等を大切に使用し、落書・汚損・破損などしない。万一破損したときには、HR担任に申出て指示を受ける。
- 16 昼食は、所定の時間に所定の場所とする。
- 17 物置・用務員室等、教室以外の部屋へみだりに出入りしない。

風紀

- 18 常に、高校生としての自覚と責任をもつ。
- 19 暴力行為は厳禁する。
- 20 飲酒・喫煙はしてはならない。
- 21 友人との交際は、常に明朗で他の疑惑誤解を招かないようにする。
- 22 好ましくない飲食店及び娯楽場等に立ち入らない。
- 23 金銭物品の貸借は、止むを得ぬ場合のほかは厳に慎む。また不必要な金銭、貴重品は持参しない。

届出

- 24 物品を遺失、または拾得した場合は、直ちに届出る。
- 25 次記の場合は、必ず事前にHR担任、関係部署を通じて願い出て、校長の許可を受ける。
 - ① 対外試合。
 - ② 掲示・印刷物の配布・出版物の刊行。
- 26 アルバイトは原則として長期休業中のみ認める。アルバイトを行う場合は、必ず事前にHR担任、生徒指導部を通じて願い出て、校長の承認を受ける。

災害予防

- 27 許可なく火気を使用してはならない。火気の取扱いには細心の注意を払う。
- 28 危険を伴うおそれのある実験・作業は、監督教師の指導立会いのもとに行う。

4 保健衛生・清掃美化

- 29 トイレ・手洗場等の清潔を保つ。
- 30 教室の換気・黒板の清拭・ゴミの分別・教室の整頓等に心がける。
- 31 校舎内外の清潔整頓に留意し、建物、器具、備品等の公共物を大切に扱うこと。
- 32 掃除分担区域の清掃は各々の監督者の下、毎日実施する。
- 33 掃除用具は、所定の場所に整理保管する。

5 服 装

- 34 本校生徒は、いずれかの制服を着用することとする。

・学生服

制帽 学生帽に校章をつけ、白線2本を縫いつける。ただし購入および着帽は任意。

制服（冬）黒詰襟学生服（上下）。型は標準のもの。左襟に校章をつける。

（夏）白半袖以上のカッターシャツまたは開襟シャツを着用し、左胸に校章をつける。

・セーラー服

（冬）濃紺のセーラー服、濃紺スカートまたは濃紺スラックス。襟、袖口に白線3本。白ネクタイ。左胸に校章をつける。

（夏）白のセーラー服、濃紺スカートまたは濃紺スラックス。紺襟に白線3本、長袖は紺カフスに白線3本。紺ネクタイ。左胸に校章をつける。

- 35 登下校時のはき物は華美でないものを使用する。ただし、革靴でのグラウ

ンド立ち入りは禁止する。

- 36 くつ下は白色無地のソックスを着用する。またスカートの場合はソックスの下に、ベージュもしくはそれに準ずる色のストッキングを着用してもよい。

- 37 冬季（11月～3月）は黒色無地のタイツを着用してもよい。また、黒タイツの上に黒ソックスを着用してもよい。フォーマルデーは36とする。なお、フォーマルデーは別途定める。

- 38 防寒着（マフラー、防寒帽子等を含む）は制服に合い華美でないものを認める。特にカーディガンの色については、黒・紺・グレー・ベージュとする。（原則として、コートの色もこれに準ずるものとする。）

着用期間は11月～3月とする。

防寒帽子は12月～2月の厳冬期において認める。

- 39 止むを得ず異装をしなければならない時は、生徒指導部に届出て許可を得る。

- 40 頭髪は、高校生らしく常に清潔・端正に整えるよう心がける。パーマをかけたり、特異な髪型をすることは禁止する。

6 出 欠 席

- 41 欠席・遅刻・早退の届出は、本手帳の諸届欄を用い、保護者押印の上、HR担任に届出る。この届は出来るだけ事前に行い、止むを得ない時は事後直ちに行う。

- 42 家族・近親の喪に当たった時は学則により忌引が認められる。直ちにHR担任に届出る。

7 政治的活動

- 43 政治的活動については、高校生としての本分を侵さないよう、適切に行うこと。また、選挙権の有無に関わらず別途定める本校「生徒の政治的活動への対応に関する方針」に従う。

生徒の政治的活動への対応に関する方針

1 学校の構内

(1) 授業時間内（日課内）、学校管理下

- ① 対象時間帯は日課の開始時刻から終了時刻までで、授業間の休憩時間、昼休み、掃除、課題講座等の時間を含み、部活動のみが実施されている時間は除く。
- ② 日課内の政治的活動・選挙運動は、学校教育上の支障があるため、また本校の政治的中立性を確保するため禁止とする。

(2) 放課後等、学校管理下

- ① 対象は（1）の①に定めた時間内で、下校時刻までとする。
- ② 日課外の選挙運動は、本校の政治的中立性を確保するため、禁止とする。
- ③ 日課外の政治的活動は、適正な申請を行い、学校施設の物的管理・運営管理の上での支障をきたさないと学校長が認め許可した場合には、行うことができる。その際、以下の基準を満たすものとする。
 - ・外部の人物（本校の生徒以外）が参加しない活動であること
 - ・生徒同士が対等に話し合う活動であること
 - ・強引な勧誘、支持の強要を伴わない活動であること
 - ・他の生徒の学習活動、部活動等に影響を及ぼさない活動であること
 - ・他生徒や教職員、学校施設への危害が加えられるおそれがない活動であること
 - ・施設の管理者として、施設と利用者の安全を確保できる責任者が立ち会える活動であること

(3) 休日等、学校管理外

- ① 休日等の政治的活動・選挙運動は、行政財産（学校）の目的外使用許可に関わる岐阜県共有財産規則第十五条の各号に該当しないため、禁止とする。

2 学校の構外

構外における政治的活動、選挙運動は、保護者の理解のもと、各人が責任をもって行うこととするが、関係法令等に抵触する活動については禁止する。

3 違反への対応

- (1) 法の執行に関しては関係機関に委ねる。
- (2) 生徒指導上の課題としてとらえた際に必要と考えられる指導を、本校の「生徒指導ガイドライン」にしたがって行う。

(2019/11/18)